

平成五年大蔵省令第九号

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九條の八第二項第六号、第九條の八第二項第八号、第九條の八第二項第十号及び第九條の八第九項並びに中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第一条の八第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する省令を次のように定める。

（組合員の資格）

第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第八條第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 その信用協同組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者の役員

二 その信用協同組合の地区内において自己の居住の用に供する宅地若しくは住宅の売買契約又は当該宅地の造成若しくは当該住宅の建設、修繕若しくは改良に関する工事の請負契約を締結し、当該地区内に転居することが確實と見込まれる者

三 その信用協同組合の役員（人的関係、財産の抛出に係る関係その他の関係において組合員と密接な関係を相当程度有するもの）

第一条の二 中小企業等協同組合法施行令（以下「令」という。）第十四條第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、組合員が外国人等（同項に規定する外国人等をいう。以下この条において同じ。）の本国（同号に規定する本国をいう。）の法令又は慣行により保有することができ最高限度の数の議決権（同項第一号に規定する議決権をいう。）を保有している場合における当該外国人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 当該組合員の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該組合員が外国人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与へることができるものが、当該外国人等

の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

二 当該組合員と当該外国人等との間に当該外国人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

三 当該外国人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該組合員が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を行つて

二 当該外国人等の設立後事業を開始するまでの間に前項の規定の適用については、同項中「当該外国人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの」とあるのは、「当該外国人等」とする。

3 信用協同組合が当該組合員に対して令第十四條第一項第三号に掲げる資金の貸付けを行つて

二 令第十四條第三項に規定する外国子会社のためにする債務の保証
三 国税の徴収猶予若しくは延納の担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の保証
四 外国為替取引に伴つて行う債務の保証又は手形の引受け
五 当該信用協同組合に対する預金又は定期積金の債権を担保とする債務の保証又は手形の引受け（前各号のいずれかに該当するものを除く。）

2 信用協同組合連合会（法第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）が法第九條の九第六項の規定により行

法第九條の八第二項第六号に掲げる債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 会員ののためにする債務の保証又は手形の引受け

二 法第九條の九第六項第一号の二に掲げる事業に付随して行う債務の保証

三 外国為替取引に伴つて行う債務の保証又は手形の引受け

四 当該信用協同組合連合会が総株主等の議決権（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四條第一項に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け

五 当該信用協同組合連合会の会員たる信用協同組合の組合員のためにする債務の保証又は手形の引受け

3 法第九條の八第二項第八号に規定する有価証券の貸付け（法第九條の九第六項の規定により行う同号に掲げる有価証券の貸付けを含む。）

二 コマーシャル・ペーパー
三 住宅抵当証券
四 貸付債権信託の受益権証券
四の二 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）

一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証券

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二條第六項に規定する商品投資受益権の受益権証券

六 外国の法人の発行する証券又は証券で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二條第四項第一号に規定する基本債権又は同條第六項に規定する小口債権の証券

八 法第九條の八第二項第十五号の二又は第十七号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証券

5 法第九條の八第二項第十号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五條の十七第一項第二号又は同條第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十條第一号に規定する譲渡資産が、金銭債権（法第九條の八第二項第十号の二に規定する金銭債権をいう。以下この項において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

6 法第九條の八第二項第十二号の二に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行（同項第十二号に規定する外国銀行をいう。第十四項において同じ。）の銀行法第十條第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。第十四項において同じ。）の代理又は媒介とする。

7 法第九條の八第二項第十五号の二及び第十六号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二條第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八條第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）

二 暗号資産（金融商品取引法第二條第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五條の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。）に係る取引

法第九條の八第二項第十七号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 商品デリバティブ取引（当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（ただし、次に掲げる取引に限る。）をいう。）

二 差金の授受によつて決済される取引

三 暗号資産（金融商品取引法第二條第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。）

四 暗号資産（金融商品取引法第二條第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。）

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

- (1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。
- (2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下この号及び第二条の二において同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によつて決済される取引
 ロ 算定制当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定制当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

9 法第九条の八第二項第十七号に規定する信用協同組合等の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

10 法第九条の八第二項第十八号に規定する内閣府令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで及び第四号（二を除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

11 信用協同組合連合会が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第二十一号に規定する会員に準ずる者として内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の会員たる信用協同組合の組合員とする。

12 法第九条の八第二項第二十一号イに規定する内閣府令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未經過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

13 法第九条の八第二項第二十一号ロに規定する内閣府令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

14 法第九条の九第六項第一号の三に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行の業務の代理又は媒介とする。

15 第四項、第五項、第七項から第十項まで、第十二項及び第十三項の規定は、信用協同組合連合会が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十号、第十号の二、第十五号の二から第十八号まで及び第二十一号に掲げる事業について、これを準用する。

16 第二項第四号の場合において、信用協同組合連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七條第一項又は第四百八十八條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

（信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等）
 第一条の四 令第十五条第二項に規定する預金その他の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）別紙様式第十号中の貸借対照表（次号において「貸借対照表」という。）の預金勘定に計上されるもの

二 貸借対照表の借入金勘定に組合短期資金として計上されるもの
 （信用協同組合の債券の募集又は管理の受託事業等）

第二条 法第九条の八第七項及び令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める者は、法律の規定に基づき、政府が債券に係る債務について保証することができる法人とする。

（算定制当量の取得等）
 第二条の二 法第九条の八第七項第七号及び第九号の九第六項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、算定制当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業とする。

（信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）
 第三条 法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

- 一 次に掲げるすべての措置を講じること。
- イ 信用事業等関連苦情（法第六十九条の五に規定する信用事業等関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足る業務運営体制を整備すること。
- ロ 信用事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則（当該業務に関する内部における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。
- ハ 信用事業等関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二）において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一号において同じ。）が行う苦情の解決により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより信用事業等関連苦情の処理を図ること。

四 法第六十九条の二第一項に規定する指定（その紛争解決等業務の種別（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）が同条第六項第六号に規定する特定共済事業等であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続

により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

五 信用事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第六十九条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

六 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、信用協同組合及び信用協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連苦情の解決を図つてはならない。

一 法又は令の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受け

により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三條第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により信用事業等関連苦情の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により信用事業等関連苦情の解決を図ること。

四 法第六十九条の二第一項に規定する指定又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情の処理を図ること。

五 信用事業等関連苦情の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により信用事業等関連苦情の解決を図ること。

六 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、信用協同組合及び信用協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連苦情の解決を図つてはならない。

一 法又は令の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受け

により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

ることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第六十九条の第二項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうち、次のいづれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第六十九条の第二項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（定款の変更の認可を要しない事項）

第四条 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九条の八第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により行う同項第四号に掲げる事業を含む。）に関する事項

二 法第九条の八第七項の規定により同項第四号に掲げる事業を行うおとす場合（法第九条の九第六項の規定により同項第五号に掲げる事業を行うおとす場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第二項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項

三 法第九条の八第七項の規定により行う同項第五号及び第六号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により行う同項第六号に掲げる事業を含む。）に関する事項

三の二 法第九条の八第七項の規定により行う同項第七号に掲げる事業（法第九条の九第六

項の規定により行う同項第七号に掲げる事業を含む。）に関する事項

四 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第一号に掲げる法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

ロ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第二号に規定する外国銀行代理業務

ハ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第三号に掲げる法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

五 協同組合による金融事業に関する法律第四条の二第三項又は第四項の四第三項の規定による認可を受けた認可対象会社（同法第四条の二第三項又は第四項の四第三項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社（同法第四条第一項に規定する子会社をいう。）としよるとするとき

六 金融商品取引法第三十三条の二の規定による登録を受けて行う業務

七 従たる事務所設置、位置の変更（主たる事務所位置の変更を含む）、種類の変更（従たる事務所名義をもって事業が行われているもの（以下この号において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更

八 法令の改正に伴う規定の整理その他の金融庁長官が定める事項

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第五条 法第六十九条の二第一項第四号イに規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害により紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

第六条 法第六十九条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第十八条第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第六十九条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第十八条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信用協同組合及び信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第九条において同じ。）に金融庁長官により公表されている信用協同組合等（次条及び第十條第二項において「すべての信用協同組合等」という。）の数で除して行うものとする。

第七条 法第六十九条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信用協同組合等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合においては、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての信用協同組合等の参集の便を考慮して定めるところ。

二 当該申請をしようとする者は、すべての信用協同組合等に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲

げる事項を記載した書面及び業務規程（第九条及び第十條第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 信用協同組合等は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること

2 法第六十九条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての信用協同組合等の説明会への出席の有無

三 すべての信用協同組合等の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第六十九条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、信用協同組合等から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。（業務規程で定めるべき記載事項）

第八条 法第六十九条の三第八号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決等業務（法第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項

二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四 苦情処理手続（法第六十九条の二第六項第一号に規定する苦情処理手続であつて信用事業等（法第九条の九の三第一項第一号において同じ。）に係るものをいう。以下この号において同じ。）に備えるものをいう。第十四条第一項において同じ。）又は紛争解決手続（法第六

十九条の二第三項に規定する紛争解決手続であつて信用事業等に係るものをいう。第十一條、第十六條第二項及び第十七條において同じ。の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項
 (指定申請書の提出)
第九條 法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。
 (指定申請書の添付書類)
第十條 法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九條の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。))が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。)

二 法第六十九條の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類
第十二條 法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第七條第一項第二号の規定によりすべての信用協同組合等に対して交付し、又は送付した業務規程等
 二 すべての信用協同組合等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類
 三 信用協同組合等に対して業務規程等を交付した場合、当該信用協同組合等に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類
 イ 到達した場合 到達した年月日
 ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によつて到達しなかった原因

四 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十二條及び第十三條において同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面
 五 役員が法第六十九條の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面)

六 役員の履歴書(役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面)
 七 紛争解決委員(法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二條の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十六條第二項第三号において同じ。)の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員(以下この号及び次号並びに第十八條において「役員等」という。)の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面
 八 役員等が、暴力団員等(法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二條の六十九條に規定する暴力団員等)をいう。第十八條第一

項第二号において同じ。)でないことを当該役員等が誓約する書面
 九 その他参考となるべき事項を記載した書類(手続実施基本契約の内容)
第十一條 法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二條の六十七第二項第一号に規定する主務省令で定める事項は、指定信用事業等紛争解決機関(法第六十九條の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。次条から第十四條まで及び第十六條から第十九條までにおいて同じ。)は、当事者である加入信用協同組合等(法第六十九條の三第四号に規定する加入信用協同組合のうち信用協同組合等に係るものをいう。以下同じ。)の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入信用協同組合等に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。
 (実質的支配者等)
第十二條 法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項第三号に規定する指定信用事業等紛争解決機関の株式の所有指定信用事業等紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定信用事業等紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして主務省令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができなことが明らかでないことと認められる者とする。
 一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定信用事業等紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合(当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該特定の者
 二 指定信用事業等紛争解決機関の役員又は役員であつた者
 三 指定信用事業等紛争解決機関の役員等の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。)とする者
 五 指定信用事業等紛争解決機関の役員等の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者
 六 指定信用事業等紛争解決機関との間で指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
 七 指定信用事業等紛争解決機関の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。)の総額の三分の一以上について特定の者が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。)を行つている場合(当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。)における当該特定の者
 八 前各号に掲げる者のほか、指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者
 九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号(第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。)に規定する前各号に掲げる者の指定信用事業等紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者
 十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定信用事業等紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者
 (子会社等)
第十三條 法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項第三号に規定する指定信用事業等紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして主務省令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定信用事業等紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないことと認められる者とする。

一 申請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第十八條第二項において同じ。)の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
 二 申請者の親法人(申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。及び子法人(申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。))の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面
 三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十二條及び第十三條において同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面
 四 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十二條及び第十三條において同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面
 五 役員が法第六十九條の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面)

六 役員の履歴書(役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面)
 七 紛争解決委員(法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二條の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十六條第二項第三号において同じ。)の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員(以下この号及び次号並びに第十八條において「役員等」という。)の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面
 八 役員等が、暴力団員等(法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二條の六十九條に規定する暴力団員等)をいう。第十八條第一

項第二号において同じ。)でないことを当該役員等が誓約する書面
 九 その他参考となるべき事項を記載した書類(手続実施基本契約の内容)
第十一條 法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二條の六十七第二項第一号に規定する主務省令で定める事項は、指定信用事業等紛争解決機関(法第六十九條の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。次条から第十四條まで及び第十六條から第十九條までにおいて同じ。)は、当事者である加入信用協同組合等(法第六十九條の三第四号に規定する加入信用協同組合のうち信用協同組合等に係るものをいう。以下同じ。)の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入信用協同組合等に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。
 (実質的支配者等)
第十二條 法第六十九條の五において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項第三号に規定する指定信用事業等紛争解決機関の株式の所有指定信用事業等紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定信用事業等紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして主務省令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができなことが明らかでないことと認められる者とする。
 一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定信用事業等紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合(当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該特定の者
 二 指定信用事業等紛争解決機関の役員又は役員であつた者
 三 指定信用事業等紛争解決機関の役員等の三親等以内の親族

続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び信用協同組合等の名称

二 次項第六号に掲げる場合 指定信用事業等紛争解決機関の役員等となった者が暴力団員等でないことの当該役員等となった者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 信用協同組合等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することとが確定でない見込まれる理由及び当該信用協同組合等の名称

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項
イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称
ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名
ハ 行為の概要

二 改善策
2 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する主務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。
一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき

二 親法人（指定信用事業等紛争解決機関の株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定信用事業等紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。
三 親法人が親法人でなくなったとき。
四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。
六 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定信用事業等紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。
七 信用協同組合等から手続実施基本契約の締結の申込みがあった場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定信用事業等紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の

委託先にあつては、当該指定信用事業等紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定信用事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。
九 加入信用協同組合等又はその役員等が指定信用事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

三 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定信用事業等紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。
（紛争解決等業務に関する報告書の提出）
第十九条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定信用事業等紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第一号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。
3 指定信用事業等紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。
4 指定信用事業等紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定信用事業等紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
（経由官庁）
第二十条 信用協同組合は、申請書、事業報告書その他法及びこれに基づく命令に規定する書類を財務局長又は財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所又は北見出張所があるときは、当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。
（予備審査等）
第二十一条 信用協同組合は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可の申請を

する際に財務局長又は財務支局長（以下この条において「財務局長等」という。）に提出すべき書類に準じた書類を財務局長等に提出して予備審査を求めることができる。
2 信用協同組合は、法の規定による認可の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。
（標準処理期間）
第二十二条 金融庁長官は、法第六十九条の二第二項の規定による指定に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

附則 この省令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。
附則（平成五年五月三十一日大蔵省令第六二号） この省令は、平成五年六月一日から施行する。
附則（平成五年一〇月一日大蔵省令第八九号） この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成六年四月二六日大蔵省令第五二二号） この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成七年九月二八日大蔵省令第六四号） この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成九年五月三〇日大蔵省令第四三三号） この省令は、平成九年六月一日から施行する。
附則（平成一〇年六月一八日総理府・大蔵省令第三三三号） この命令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。
附則（平成一〇年八月三十一日総理府・大蔵省令第三三三号） この命令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。
附則（平成一〇年一二月二四日総理府・大蔵省令第四三三号）

（施行期日）
第一条 この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七十七号）の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。
（経過措置）
第二条 この命令による改正後の中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する省令第一条第六項第五号に規定する取引は、商品取引所法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十二号）の施行の日までの間は、同法第二条第八項に規定する商品市場における取引及び同法第四十五条の五に規定する店頭商品先物取引を除く取引とする。

附則（平成一〇年一二月一五日総理府・大蔵省令第五七号） この命令は、公布の日から施行する。
附則（平成一一年三月三〇日総理府・大蔵省令第一七〇号） この命令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年六月二六日総理府令第六五号） 抄
1 この府令は、平成十二年七月一日から施行する。
附則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一六号） 抄
1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令（平成十二年政令第三三三号）第九十三条の規定による改正前の企業会計審議会により公表された基準は、同条の規定による改正後の企業会計審議会により公表された基準とみなして、この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第三条第三項、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第二項の規定を適用する。
附則（平成一二年一二月一七日総理府令第一三七号） 抄
（施行期日）
第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法

（施行期日）
第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法

律（平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

附則（平成十二年一月十七日総理府令第一三九号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十二月一日）から施行する。

附則（平成十四年三月二十八日内閣府令第一六号）

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十四年三月二十八日内閣府令第一七号）抄

第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

（商法等の一部を改正する法律に関する経過措置）

第二条 商法等の一部を改正する法律（以下この条において「商法等改正法」という。）附則第三条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされた種類の株式は、商法等改正法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下この条において「旧商法」という。）第二百四十二条第一項ただし書の規定又は同条第二項の定款の定めにより当該株式につき株主が議決権を有するものとされる場合を除き、商法等改正法による改正後の商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

2 商法等改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権は、新株予約権とみなして、この府令（第七号、第十二号、第十三号及び第四十一号を除く。以下この条において同じ。）による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

3 商法等改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

4 前項の新株引受権付社債を発行する際に旧商法第三百四十一条ノ三第一項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券と

みなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

5 第二項の新株の引受権、第三項の転換社債若しくは新株引受権付社債又は前項の新株引受権証券についての第七号の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、第十二号の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則、第十三号の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び第四十一号の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十五年一月二二日内閣府令第二号）

この府令は、中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年二月一日）から施行する。

附則（平成十六年一月三〇日内閣府令第三号）抄

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年一月二六日内閣府令第九二号）

この府令は、平成十六年十二月一日から施行する。

附則（平成十七年四月二五日内閣府令第六〇号）

この府令は、平成十七年五月一日から施行する。

附則（平成十七年六月一六日内閣府令第七五号）抄

この府令は、金融先物取引法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附則（平成十八年三月三〇日内閣府令第二九号）抄

この内閣府令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成十九年三月二三日内閣府令第二一号）

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成十九年七月二三日内閣府令第四九号）

この府令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成十九年八月八日内閣府令第六〇号）抄

この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十年七月四日内閣府令第四三三号）抄

この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十年二月五日内閣府令第七九号）抄

この府令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年二月二八日内閣府令第七八号）抄

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 第十号中金融商品取引業等に関する内閣府令第七号第一号、第八号第五号、第四十四号第二号、第四十五号第五号及び第八十号第一項第一号の改正規定、同令第八十二条に一号を加える改正規定、同令第一百五十二条の改正規定、同令第十六号の改正規定、同令の次に二条を加える改正規定、同

令第十七号第一項の改正規定（第三十八号第一号第六号）を「第三十八号第七号」に改める部分並びに同項第八号及び第九号に係る部分に限る。）、同令第九十九号第一項第五号及び第六号並びに第二百三十三号第一項第十八号の改正規定、同令第七十四号第一号に次のように加える改正規定、同令第二百十七号、第二百三十一号第一項並びに第二百七十五号第一項第六号及び第七号の改正規定、同令別紙様式第一号及び別紙様式第九号の改正規定、同令別紙様式第十二号の改正規定（同様式1（9）①の注意事項1及び⑥の注意事項3に係る部分を除く。）並びに同令別紙様式第十六号の改正規定（同様式8（1）の注意事項1及び8（5）の注意事項2に係る部分を除く。）、第十二号の規定、第十三号中無尽業法施行細則第三条第一項の改正規定及び同令第二章中第十四条の三の次に一号を加える改正規定、第十四号中銀行法施行規則第十三条の三第一項第四号及び第十三条の七の改正規定、同条の次に一号を加える改正規定、同令第十四条の十一の二十五号第一項第十七号の改正規定（「及び第十七号」を「第十七号及び第十八号」に改める部分に限る。）、同令第十四条の十一の二十七号第一項の改正規定、同令第十四条の十一の三十の改正規定（同令第二号に係る部分を除く。）、同令第十四条の十一の三十の二とし、同令第十四条の十一の二十九の次に一号を加える改正規定、同令第十九条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第三十四条の二の二十七号第三号二（1）及び第三十四条の二の二十五号第一項の改正規定、同令第三十四条の二の三十の改正規定（同令第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第三十四条の二の三十の二とし、同令第三十四条の二の二十九の次に一号を加える改正規定、同令第三十四条の四十九、第三十四条の五十三の二第三号二（1）、第三十四条の五十三の十第二号及び第三十四条の五十三の十二第一項の改正規定、同令第三十四条の五十三の十七の改正規定（同令第二号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第三十四条の五十三の十七の二とし、同令第三十四条の五十三の十六の次に一号を加える改正規定、第十五号中長期信用銀行法施行規則第十二条第一項第四号及び第十二条の五の改正規定、同条の次に一号を加える改正規

定、同令第十八条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二十五条の二十八、第二十六条の二の二十三第一項第一号及び第二十六条の二の二十五第一項の改正規定、同令第二十六条の二の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第二十六条の二の二十八の二とし、同令第二十六条の二の二十七の次に一条を加える改正規定、第十六条中信用金庫法施行規則第二百二条第一項第四号及び第三百十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第三百二十二条第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第三百五十五条の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）並びに同条を同令第七十条の二十八の二とし、同令第七十条の二の二十七の次に一条を加える改正規定、第十七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第十一条の次に一条を加える改正規定、同令第十五条第七項に一号を加える改正規定、同令第三十一条の第二十二項第六号の改正規定、同令第三十一条の第二十三の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）及び同条を同令第三十一条の二十五とし、同令第三十一条の二十二の次に二条を加える改正規定、第十八条の規定（貸金業法施行規則第二十八条第一項の改正規定、同令第三十条の十六の次に十四条を加える改正規定及び同令第三十二条第一項の改正規定を除く。）、第十九条中中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会による内閣府令第二十条の三を同令第四号とし、同令第二十条の二の次に一条を加える改正規定、第二十条中保険業法施行規則目次の改正規定（「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める部分に限る。）、同令第五十二条の十三の二十三第一項に一号を加える改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同令第五十二条の十三の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同令第二編第三章中第五十五条の次に一条を加える改正規定、同令第五十九条の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第八十五条第五

項第三号、第六十六条第四項第三号及び第九十二条第四項第三号の改正規定、同令第二百一十一條の三第九号の次に一号を加える改正規定、同令第二百一十一條の三十七第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二百一十一條の五十五第四項第三号の改正規定、同令第二百一十九條第一項に一号を加える改正規定、同令第二百三十四條の二十四第一項の改正規定、同令第二百三十四條の二十六の次に一条を加える改正規定並びに同令第二百三十四條の二十七第一項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、第二十一条中信託業法施行規則第十三条第一項に一号を加える改正規定、同令第二十九条の次に一条を加える改正規定、同令第三十条の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第三十条の二十六とし、同令第三十条の二十三の次に二条を加える改正規定、同令第三十三條第七項の改正規定、同令第四十三條第三項に一号を加える改正規定、同条第二項に一号を加える改正規定、同条第三項に一号を加える改正規定、同条第四項に一号を加える改正規定、同令第五十一条の四に一号を加える改正規定及び同令第五十三條第二項に一号を加える改正規定、第二十二條中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十二條第三項に一号を加える改正規定及び同令第十五條の二の次に一条を加える改正規定、第二十五条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十一条第一項第四号及び第五十条の改正規定、同令第六十九條第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第九十五条、第一百条の二十三第一項第一号及び第一百条の二十五第一項の改正規定、同令第一百条の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同条を同令第一百条の二十八の二とし、同令第一百条の二十七の次に一条を加える改正規定並びに同令第一百一条の改正規定、第二十六条中投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十四條の次に二条を加える改正規定及び同令第二百三十五條の改正規定並びに第二十七條、第二十八條及

び附則第六条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十月一日）
 四・五 略
 （罰則の適用に関する経過措置）
 第十一条 この府令（附則第一条各号に掲げる規定）にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 附則（平成二二年九月二二日内閣府令第四号）
 この府令は、公布の日から施行する。
 附則（平成二二年一月一九日内閣府令第四九号）抄
 （施行期日）
 1 この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附則（平成二四年二月一五日内閣府令第四号）抄
 （施行期日）
 第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
 （罰則の適用に関する経過措置）
 第六条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 附則（平成二四年七月六日内閣府令第四号）抄
 （施行期日）
 第一条 この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。
 （業務に関する報告書等に係る経過措置）
 第三条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の中小企業等協同組合法による信用協

同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令別紙様式、第六条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第七条の規定による改正後の無尽業法施行細則別紙様式、第八條の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式、第九條の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第二十三号、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号の二及び第二十二号、第十三條の規定による改正後の資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式並びに第十八條の規定による改正後の金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。
 附則（平成二五年三月二九日内閣府令第二号）
 この府令は、信用金庫法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二五年三月二十九日）から施行する。
 附則（平成二六年三月三一日内閣府令第三一号）抄
 （施行期日）
 第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。
 附則（平成二六年三月三一日内閣府令第三二号）
 この府令は、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。
 附則（平成二八年三月一日内閣府令第九号）
 この府令は、公布の日から施行する。
 附則（平成二九年三月二三日内閣府令第六号）
 この府令は、平成二九年四月一日から施行する。
 附則（平成三〇年八月一五日内閣府令第四〇号）
 この府令は、平成三十年八月十六日から施行する。
 附則（令和元年九月一三日内閣府令第三〇号）

同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令別紙様式、第六條の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第七條の規定による改正後の無尽業法施行細則別紙様式、第八條の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式、第九條の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第二十三号、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号の二及び第二十二号、第十三條の規定による改正後の資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式並びに第十八條の規定による改正後の金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。
 附則（平成二五年三月二九日内閣府令第二号）
 この府令は、信用金庫法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二五年三月二十九日）から施行する。
 附則（平成二六年三月三一日内閣府令第三一号）抄
 （施行期日）
 第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。
 附則（平成二六年三月三一日内閣府令第三二号）
 この府令は、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。
 附則（平成二八年三月一日内閣府令第九号）
 この府令は、公布の日から施行する。
 附則（平成二九年三月二三日内閣府令第六号）
 この府令は、平成二九年四月一日から施行する。
 附則（平成三〇年八月一五日内閣府令第四〇号）
 この府令は、平成三十年八月十六日から施行する。
 附則（令和元年九月一三日内閣府令第三〇号）

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附則（令和元年十一月二二日内閣府令第四一四号）
この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附則（令和二年二月六日内閣府令第四一四号）
この府令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年四月三日内閣府令第三五五号）抄
（施行期日）

第一条 この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。
（罰則に関する経過措置）

第九條 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年二月二三日内閣府令第七五号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十一条中保険業法施行規則第二百四十四条第一項に一号を加える改正規定、同令別紙様式第十七号登録申請書（生命保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第十七号登録申請書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第十七号登録申請書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第十七号の二の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第十八号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）、同令別紙様式第十九号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る）

る。）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の二の改正規定

4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3カ年度）

「4. 次の記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の三の改正規定（3カ年度）

「4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3カ年度）

「の次の記載上の注意に係る部分に限る。）、令和三年四月一日

二 第三十七条中金融商品取引業等に関する内閣府令第二百五十一条及び第二百九十一条の改正規定、同令別紙様式第二十二号注意事項の改正規定

4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

「に係る部分に限る。）、並びに同令別紙様式第二十三号注意事項の改正規定（

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「外務員氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

「に係る部分に限る。）、令和三年七月一日

別紙様式第1号（第16条関係）

別紙様式第1号（第16条関係）

事項	氏名	職名
1 新令解釈等業務の概要		
2 新令解釈等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間		
3 取締役の氏名		
4 新令解釈委員長及び候補員の氏名		
5 委員の氏名		
6 新令解釈委員及び候補員の職名		
7 委員の職名		
8 新令解釈委員及び候補員の住所		
9 新令解釈委員及び候補員の生年月日		
10 新令解釈委員及び候補員の性別		
11 新令解釈委員及び候補員の職歴		
12 新令解釈委員及び候補員の職歴		
13 新令解釈委員及び候補員の職歴		
14 新令解釈委員及び候補員の職歴		
15 新令解釈委員及び候補員の職歴		
16 新令解釈委員及び候補員の職歴		
17 新令解釈委員及び候補員の職歴		
18 新令解釈委員及び候補員の職歴		
19 新令解釈委員及び候補員の職歴		
20 新令解釈委員及び候補員の職歴		
21 新令解釈委員及び候補員の職歴		
22 新令解釈委員及び候補員の職歴		

別紙様式第1号（第16条関係）

事項	氏名	職名
1 新令解釈等業務の概要		
2 新令解釈等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間		
3 取締役の氏名		
4 新令解釈委員長及び候補員の氏名		
5 委員の氏名		
6 新令解釈委員及び候補員の職名		
7 委員の職名		
8 新令解釈委員及び候補員の住所		
9 新令解釈委員及び候補員の生年月日		
10 新令解釈委員及び候補員の性別		
11 新令解釈委員及び候補員の職歴		
12 新令解釈委員及び候補員の職歴		
13 新令解釈委員及び候補員の職歴		
14 新令解釈委員及び候補員の職歴		
15 新令解釈委員及び候補員の職歴		
16 新令解釈委員及び候補員の職歴		
17 新令解釈委員及び候補員の職歴		
18 新令解釈委員及び候補員の職歴		
19 新令解釈委員及び候補員の職歴		
20 新令解釈委員及び候補員の職歴		
21 新令解釈委員及び候補員の職歴		
22 新令解釈委員及び候補員の職歴		

取締役			
役員			
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあっては役員、個人にあっては取締役若しくは専任の定めのあるもの及び役員若しくは専任でない者
- 2 「職員」とは、取締役等以外に在任する者をいう。
- 3 「その他」とは、一時的又は臨時に任用している役員以外について記載すること。

5 役員の氏名等

氏名又は名称	職名又は役名	任期	備考

(記載上の注意)

- 1 取締役の4にあっては、兼務する取締役(取締役の3第1項)又は専任の定めのあるものについて兼務する取締役(取締役の3第2項)の両方を記載し、その他の取締役(3第1項)については、兼務する取締役(3第2項)の両方を記載し、その他の取締役については、兼務する取締役(3第1項)の両方を記載すること。
- 2 「任期」とは、取締役の任期に関する規定により定められた期間をいう。
- 3 「備考」とは、取締役の兼任、兼務等について記載すること。
- 4 役員名を有する者については、兼務欄にその名を記載すること。

期	月	日		

(記載上の注意)

- 1 取締役の4にあっては、兼務する取締役(取締役の3第1項)又は専任の定めのあるものについて兼務する取締役(取締役の3第2項)の両方を記載し、その他の取締役(3第1項)については、兼務する取締役(3第2項)の両方を記載すること。
- 2 「任期」とは、取締役の任期に関する規定により定められた期間をいう。
- 3 「備考」とは、取締役の兼任、兼務等について記載すること。
- 4 役員名を有する者については、兼務欄にその名を記載すること。

他の事項の内容及び内容

(記載上の注意)

- 1 「他の事項」とは、取締役等以外に在任する者の事項をいう。
- 2 「業務の概要」とは、日本標準産業分類表に基づき記載すること。

7 役員の変動状況

役員	投資を有する者の氏名及び住所又は 役員を有する者の氏名及び住所又は 住所又は名称	事業の概要又は 法人の業務の概要

(記載上の注意)

- 1 役員の変動状況は、投資を有する者の氏名及び住所又は役員を有する者の氏名及び住所又は住所又は名称に基づき記載すること。
- 2 「事業の概要」又は「法人の業務の概要」とは、日本標準産業分類表に基づき記載すること。

氏名又は名称	役員を有する者の氏名及び住所又は 役員を有する者の氏名及び住所又は 住所又は名称	事業の概要又は 法人の業務の概要

(記載上の注意)

- 1 取締役の4にあっては、兼務する取締役(取締役の3第1項)又は専任の定めのあるものについて兼務する取締役(取締役の3第2項)の両方を記載し、その他の取締役(3第1項)については、兼務する取締役(3第2項)の両方を記載すること。
- 2 「任期」とは、取締役の任期に関する規定により定められた期間をいう。
- 3 「備考」とは、取締役の兼任、兼務等について記載すること。
- 4 役員名を有する者については、兼務欄にその名を記載すること。

8 主要取締役所有若しくは支配人及びその人の氏名等

氏名又は名称	住所又は名称 住所又は名称	主要取締役 の氏名 の氏名	取締役所有 若しくは支配 の割合	備考

氏名又は名称	住所又は名称 住所又は名称	主要取締役 の氏名 の氏名	取締役所有 若しくは支配 の割合	備考

(記載上の注意)

- 1 「主要取締役所有者」とは、指定取締役候補の最終提出日の前日までの最終報告書に記載している氏名、住所又は名称をいう。「取締役」とは、最終報告書に記載の役員(取締役)のうち、取締役の役員をいう。
- 2 「備考」とは、他の事項をいう。

9 重要決定権限の状況

重要決定権限の状況

(記載上の注意)

- 1 重要決定権限とは、役員等による重要な事項(取締役等業務に関する事項)の最終的な決定に關する事項を記載すること。

10 加入保証額照会等の状況

加入保証額照会等の状況	加入保証額	加入保証日

11 役員候補者等の氏名等

氏名	住所	加入保証日

(注) 役員候補者等の氏名等

注	の	欄			
ホ					

(記載上の注意)
空欄の枠を複数個ごとに整理し、各欄ごとに空欄枠を記載すること。

1.2 他の指定処分解除機関との協力の状況

--

1.3 その他処分事項

--

(記載上の注意)
指定処分解除機関の役員（法人でない団体の代表者又は管理人が認められるものにあつては、その代表者又は管理人）、指定処分解除機関の取締役等の職務に就いておらずとも、その役員、取締役、取締役候補者、監事等に就任された場合、重要な不利益処分を執行し得る、指定処分解除機関の取締役等の職務に就いておらずとも、その職務を遂行すること。
指定処分解除は法律第46条の2第3項に規定する多額取得手続であつて証券市場等に係るものをいう。
指定処分解除は法律第46条の2第3項に規定する指定処分解除であつて証券市場等に係るものをいう。